

## 白井市第6次総合計画策定方針

### 第1 策定の目的

市は、長期的な展望を持つ計画的・効率的な行政運営の指針として第5次総合計画（平成28～令和7年度）を策定し、将来像である「ときめきと みどりあふれる 快活都市」を実現するため、各種施策や事業を推進してきたところである。

同計画が令和7年度をもってその計画期間を終了することから、その成果や課題等を踏まえ、さらに社会環境の変化等を的確に捉えた次期の総合計画を策定する必要がある。

このことから、次期総合計画の策定に関し基本的な事項を定め、策定作業の円滑な推進を図るものとする。

#### ■ 総合計画の変遷

	計画年度	将来像
第1次	昭和56年度～平成2年度	明るい暮らしと文化が育つ 緑豊かな文教田園都市
第2次	平成3年度～平成7年度	
第3次前期	平成8年度～平成12年度	住民参加で快適な健康文化都市
第3次後期	平成13年度～平成17年度	
第4次	平成18年度～平成27年度	市民と築く安心で健康なまち しろい
第5次	平成28年度～令和7年度	ときめきと みどりあふれる 快活都市

### 第2 策定に当たっての視点

- 1 市民参加・協働による計画づくりを進め、魅力あふれる白井を次世代に残していくため、子どもの声を施策に反映させる。
- 2 人口減少や少子高齢化への対策を推進し、将来にわたり活力あるまちを実現するための課題に対応するものとする。
- 3 健全な行財政運営による持続可能で豊かな白井市を実現するためにSDGsやDXの視点を取り入れるものとする。

### 第3 名称及び構成

- 1 総合計画の名称は、白井市第6次総合計画とする。
- 2 総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成する。
- 3 基本構想は、将来像、基本理念、将来人口、将来都市構造及び施策の大綱から構成し、施策の大綱は、将来像を実現するための基本的な施策の方針を明らかにするものとする。
- 4 基本計画は、基本構想で明らかにされた施策の大綱を受け、その課題等の解決を図るための基本施策を体系的に示すものとする。
- 5 実施計画は、基本計画に定められた基本施策を実現するための具体的な事業を明らかにするものとする。

### 第4 目標年度

- 1 基本構想は、令和8年度（2026）を初年度とし、令和17年度（2035）を目標年度とする。
- 2 基本計画は前期と後期に分け、前期は、令和8年度（2026）を初年度とし、令和12年度（2030）を目標年度とする5か年計画とする。後期は、令和13年度（2031）を初年度とし、令和17年度（2035）を目標年度とする5か年計画とする。
- 3 実施計画は、基本計画の前期と後期に対応する5年毎の計画とする。ただし、毎年度、実施計画事業の事務事業評価を実施し、社会情勢の変化や市民ニーズ等を勘案しながら、事業内容や事業の見直し等を行うものとする。

#### 【計画期間のイメージ】

基本構想									
10年間（令和8年度～令和17年度）									
R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
前期基本計画 5年間（令和8年度～令和12年度）					後期基本計画 5年間（令和13年度～令和17年度）				
R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
前期実施計画 5年間（令和8年度～令和12年度）					後期実施計画 5年間（令和13年度～令和17年度）				
R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17

### 第5 策定の時期

- 1 基本構想は、令和7年度上半期までに策定する。
- 2 基本計画及び実施計画は、それぞれ前期計画にあっては令和7年度末まで、後期計画にあっては令和12年度末までに策定する。

## 第6 策定の方法

### 1 市民参加

市民参加条例に基づき、広く市民の意見を反映させるため、次の方法により、計画の策定過程における市民の参加を推進する。

- (1) 白井市総合計画審議会（計画内容の調査・審議・答申）
- (2) 住民意識調査（無作為抽出：2,500人、対象者18歳以上）
- (3) 市民意見交換会（全ての市民対象：自由参加）
- (4) ワークショップ（無作為抽出市民等対象）
- (5) 次世代を担う子どもの意見把握（アンケート又はインタビュー等）
- (6) パブリックコメント（全ての市民対象）
- (7) 各種アンケート（転出入者アンケート、eモニターアンケート等）

### 2 庁内体制

部課長等による策定会議を組織するとともに、広く職員の参加を求め、全庁横断的体制で取り組む。

### 3 市議会

計画の策定過程等における情報提供や意見交換等を十分に行った上で、議会の議決すべき事件を定める条例に基づき、基本構想及び基本計画を議案として市議会に提出する。

## 第7 周知の方法

第6次総合計画の概要及びその策定過程における重要事項については、広報しろい、市ホームページ、公式SNSなどをはじめとする利用可能な情報手段を用いて、広く市民に公表する。

## 第8 留意事項

- 1 市民にとって自分ごととして親しみやすく、かつ、しっかり伝える、わかりやすい計画の構成や表現等に努める。
- 2 市政の最上位計画として、各行政分野における計画が連動、整合するものとする。

## 第9 その他

- 1 策定に当たっては、関連性の深い都市マスタープランと同時に策定を行い、その整合性を確保する。
- 2 この策定方針に定めるもののほか、第6次総合計画の策定に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

# 第6次総合計画策定及び都市マスタープラン改定組織体制

